

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示回答は、妥当である。

第2 不服の申出に至る経緯

1 公文書の開示の申出

開示の申出をした者（以下「本件申出者」という。）は、平成14年11月1日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）附則第3項の規定により、山口県情報公開要綱（平成3年11月1日合同告示第1号。以下「要綱」という。）第7条に基づく「 郡 に事務所を置く宗教法人の規則」の開示の申出（以下「本件申出」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件申出に該当する公文書として、「 郡 に事務所を置く宗教法人 の規則」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、本件公文書に実施機関以外のものに関する情報が記録されているため、本件公文書に情報が記録されている不服申出人に対し、本件申出とともに行われた他の開示請求と併せて、本件申出に係る意見書提出の機会を付与した。

4 実施機関の回答

実施機関は、平成14年11月27日付けで本件公文書の部分開示の回答（以下「本件回答」という。）を決定するとともに、その旨を本件申出者及び意見書提出の機会を付与した不服申出人に通知した。

5 不服の申出

不服申出人は、実施機関が行った本件回答を不服として、平成14年12月12日付けで実施機関に対して不服の申出とともに、本件回答の執行の停止の申立てを行った。

6 執行の停止の決定

実施機関は、平成14年12月16日付けで本件回答の執行の停止を決定し、本件申出者及び不服申出人に通知した。

第3 不服申出人の主張要旨

1 不服の申出の趣旨

不服の申出の趣旨は、本件回答のうち、開示をする回答の部分の取り消しを求めるというものである。

2 不服の申出の理由

不服申出人が主張する理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 宗教法人の規則（以下「規則」という。）は、その内容が宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）等の法令に適合しているかどうかを所轄庁が審査し、その合法性を認証した行政行為の結果であったとしても、そのこと自体が必ずしも開示しても当該法人に不利益を与えるおそれはないとする保障は何もなく、規則それ自体を悪用し、不服申出人やプライバシーを侵害して不服申出人の代表役員個人に不利益を与えるケースも十分あり得る。
- (2) プライバシーの保護は、憲法第13条によって保障されているものであるが、法第25条第3項の規定は、規則の閲覧請求者が、「閲覧することについて正当な利益がある」こと、かつ「その閲覧の請求の目的が不当な目的によるものでない」ことという二点の要件を満たさない限り、宗教法人はこれを拒否し得ることを保障したものである。
- (3) かかる法の規定によって、宗教法人は、不当な目的をもった者たちからの信教の自由を妨げるなどの不当な攻撃を回避すべく保護されているのであるから、実施機関は、規則の取り扱いについて、宗教法人のおかれた状況をしん酌し、信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならない。
- (4) 本件申出人ら、匿名の神社関係者によって、不服申出人がおかれている次のような状況から、規則それ自体が悪用される蓋然性が極めて高い状況で、不服申出人に不利益を与える可能性は十分にあり得る。
 - ア 神社地が法的に処分し得ないものとなっているにもかかわらず、宗教法人の神社地の処分（売却）に応じなければ、立ち上がるとして、緊密な連携のもとに祭祀の妨害を繰り返している。
 - イ 自らが祭祀の妨害をしておきながら、虚偽・ねつ造の内容のビラを 町内の各戸に配布して不服申出人及び代表役員個人をひぼう中傷した。
 - ウ 宗教法人上の特性及び慣習に基づいてなされてきた神社運営維持費の寄付行為を妨害した（平成13年度・14年度）。
 - エ 総代長などという名称は法的に存在していないにもかかわらず、総代長などという肩書で偽装された総代会なるものを開催し、自ら不服申出人の責任役員など

と詐称する。

オ 侵すべからざる人間生存の尊厳にかかわる人権問題までも悪用して不服申出人の名誉をき損し、代表役員個人及び家族に対して強要行為を繰り返している。

カ 近時、宮司退職願なる文書偽造事件までじゃっ起されるに至っている。

- (5) 実施機関の開示する理由は、法第25条第3項の規定と甚だしく整合性を欠くもので、実施機関から求められた意見において、「開示については、すべての部分に支障がある」としたのは、本件開示申出者らの一連の行為にかんがみて、「その閲覧の請求が不当な目的によるもの」(法第25条第3項)であると判断されたからにはほかならず、実施機関は、規則の取り扱いについて、宗教法人に不利益を与えるおそれがないばかりでなく、信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

1 公文書の内容

所轄庁は、法第14条の規定に基づく規則の認証申請を受理した場合は、法に基づく要件を備えているかどうかを審査し、また、法第28条に基づく規則の認証申請を受理した場合は、法に定める要件を備えているかどうかを審査する。

本件公文書は、法第14条又は第28条の規定に基づき、不服申出人から所轄庁である実施機関に提出されたものである。

2 部分開示とした理由

規則は、その内容が法等の法令に適合しているかどうかを所轄庁が審査し、その合法性を認証した行政行為の結果であり、代表役員の印影及び個人情報である代表役員個人の印影を除き、開示しても当該法人に不利益を与えるおそれはないことから、開示することとした。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

- (1) 本件公文書は、法第13条の規定に基づき、宗教法人を設立するため、又は法第27条の規定に基づき、規則の変更の認証を受けるため、不服申出人から提出された規則又は当該規則の変更しようとする事項を示した書類で、実施機関が認証し、保有しており、要綱第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

なお、実施機関は、部分開示の理由説明において、本件公文書に係る申請の根拠条文を法第14条又は第28条と述べているが、これらの規定は申請を受理した所

轄庁の審査に関する規定で、申請に関する規定は法第13条又は第27条である。

2 開示申出者について

不服申出人は、法の規定によって、宗教法人は不当な目的をもった者からの信教の自由を妨げる不当な攻撃を回避できるよう保護されており、本件申出者は、閲覧することについて正当な利益を有しておらず、かつ、閲覧請求の目的が不当なものであるから、法に基づく閲覧を拒否できるという。

さらに、本件申出者らの一連の行為からすると、本件公文書が悪用される蓋然性が極めて高く、不服申出人及びその代表役員に不利益を与えるケースも十分あり得ると主張する。

また、実施機関の開示をする理由は、法第25条第3項の規定とはなはだ整合性を欠くもので、実施機関は、本件公文書の取り扱いについて、不服申出人に不利益を与えるおそれがないだけでなく、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないとも主張する。

しかし、要綱による情報公開は、開かれた県政を推進する上において、県が保有する情報を県民の要請に応じて公開することがきわめて重要であることから、山口県情報公開条例の制定に先立って制度化されたもので、すべての県民にその理由のいかんにかかわらず、開示の申出を認める情報公開制度の趣旨から、開示申出者に係るその申出理由、使用目的等を実施機関が開示申出者から聴取し、又は調査するようなことは許されない。

したがって、実施機関が開示の申出に係る公文書に記録されている情報の開示をするかどうかの決定を行うに当たっては、開示申出者の申出理由、使用目的等によって影響されることはなく、当該公文書に記録されている情報のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、法人に不利益を与えるおそれのあるもの等、要綱第5条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断し、当該情報に該当しないものについて、開示をする決定を行うのであるから、その決定に係る開示の範囲は、開示申出者によって異なるということはある得ないのである。

なお、公文書に宗教法人の信教の自由を妨げるおそれのある情報が記録されている場合、当該情報は、開示の申出の目的等に影響されることなく、すべてが要綱第5条第3号に規定する法人に不利益を与えるおそれのある情報に該当すると解釈すべきことはいうまでもないことである。

3 要綱第5条第3号の該当の有無について

(1) 要綱第5条第3号について

要綱第5条は、同条第3号に規定する「法人（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、要綱第5条第3号イからハに規定する情報については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

(2) 本件公文書について

ア 個人や団体が宗教活動を行うこと、宗教団体を組織することは憲法の規定により自由であるが、宗教法人として法人格を認められるためには、一定の要件と手続きが必要である。すなわち、宗教法人を設立するに当たっては、法第12条第1項に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならないとされており、そのため、所轄庁である実施機関は、認証した宗教法人の規則を保有しているのである。

イ 許認可等、各種の行政行為を行う実施機関は、当該行政行為が違法又は不当なものではないという説明責任を有しており、情報公開はその責任を果たす有力な一つの手段であるといえることができる。

このため、情報公開制度が制定され、運用されているのであり、開示の申出があった場合には、要綱が規定する公文書に該当する以上は、実施機関は開示をするかどうかを要綱に従って判断しなければならない。

ウ 法第12条に規定されている規則に記載する事項は、宗教法人として存在し、その運営を行っていく上で当然必要と認められる事項で、不服申出人に限らず、すべての宗教団体が宗教法人として認められるために共通して記載しなければならないものである。

そして、宗教法人として存在しているということは、法第14条第1項各号に掲げられている要件を備えていること、すなわち当該団体が宗教団体であること、当該規則が法その他の法令の規定に適合していること及び当該設立の手続きが法第12条の規定に従ってなされていることを所轄庁である実施機関が確認、証明しているということである。

そのため、実施機関が開示をしないとした情報を除き、規則に記載されている情報を公開したとしても、すべての宗教法人が共通的に規則に記載しているような事項に関する情報によって、通常の場合、当該宗教法人に不当な損害等の不利

益を与えるとは考えられない。

エ 不服申出人に係る規則については、一般の宗教法人の規則と特別に異なる情報が記録されていると判断することはできず、また、特別の取り扱いをしなければならないとする理由を当該規則に記録されている情報から認めることもできない。

オ ここまで述べたことは、規則の変更しようとする事項を示した書類についても、同様と考えるべきである。

4 まとめ

これらのことから判断すると、要綱に基づく開示を行うかどうかの回答は、不服申出人の主張する法に基づく閲覧とは異なる基準によって行われるものであって、本件申出者についての不服申出人の主張は認めることはできず、実施機関の要綱第5条第3号の適用に誤りはないことから、本件回答は相当であるということが出来る。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり(省略)